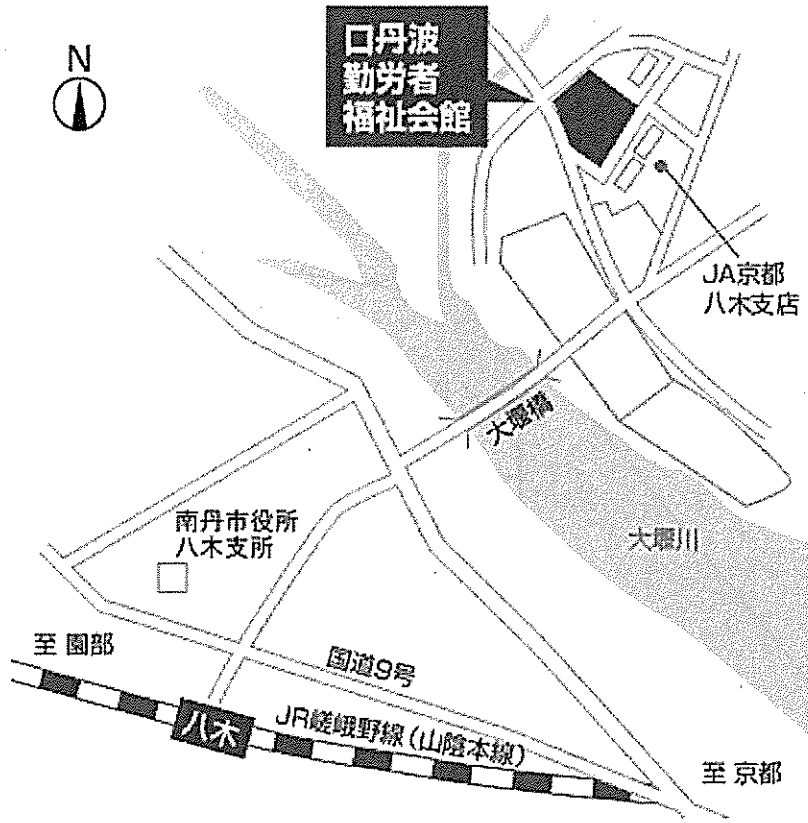
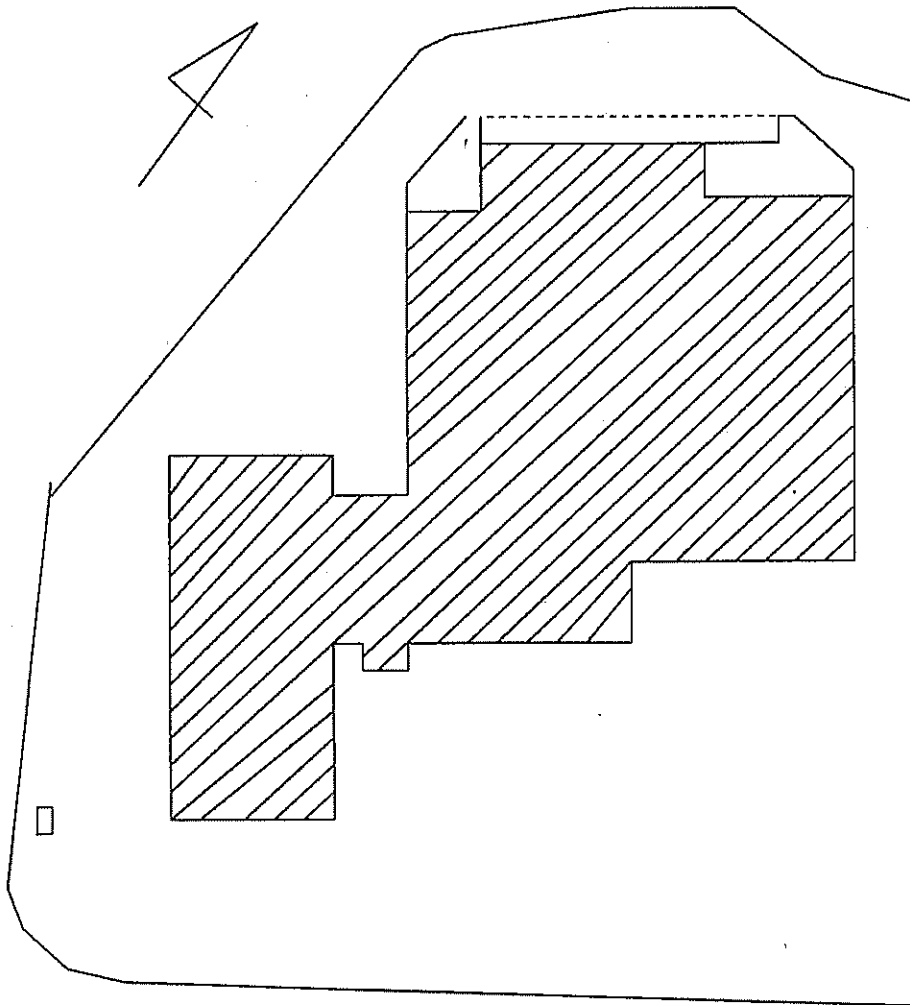


《別紙 案内図》

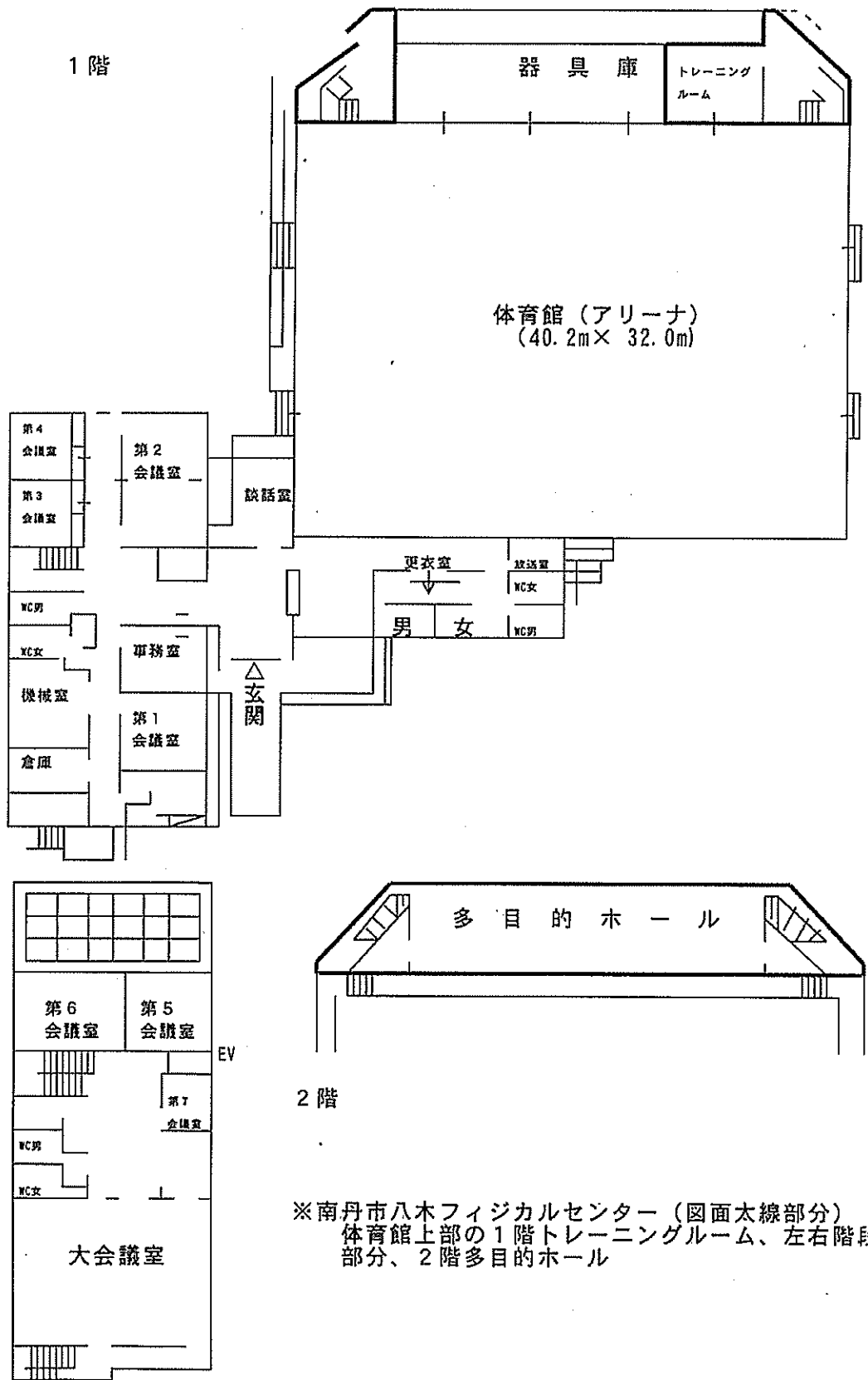


JR「八木駅」下車徒歩約15分

口丹波勤労者福祉会館の敷地図



口丹波勤労者福祉会館の平面図



## 勤労者福祉会館施設概要

## ◆口丹波勤労者福祉会館

所在地	京都府南丹市八木町西田金井畠9番地		
開設年月日	昭和58年9月1日		
敷地面積	5,813.34㎡		
建物概要	会議棟	体育館棟	倉庫
建築面積	511.56㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
延床面積	897.24㎡	1,577.36㎡	2.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造平屋建	コンクリートブロック造平 屋建
施設の内容	<p>体育館 (バスケットボール、バレーボール、テニス各2面、バドミントン8面、卓球8台)</p> <p>会議室(洋室6、和室2)</p> <p>駐車場(81台駐車可能。うち、身体障害者用2台)</p> <p>倉庫 (その他)南丹市八木フィジカルセンター併設</p>		

◆無償貸付物品一覧  
口丹波勤労者福祉会館

物 品 名	数量
平机	1
長机	1
回転椅子	10
コインロッカー	2
ワイヤレスマイクシステム一式	1
審判台	1
マット	1
マット用台車	1
トランポリン	1
支柱	1
バスケット台	1
掲示板	1
動物はく製等標本	1
立体彫刻	1
シート	1
畳寄せ枠	1
セルフコントロールタワー	1
ピアノ	1
バドミントンコートシート	4

## 管理工作物一覧

## ◆口丹波勤労者福祉会館

種 目	構造・規格等	数 量	備 考
門	門扉	1個	
囲障	ネットフェンス	178m	
築庭	花壇	7個	
照明装置	外灯・ポール型	6個	
諸標	旗ポール・H=8.0m	1個	3本
掲示板	屋外掲示板	1個	
	案内板・H=6.7m	1個	
雑工作物	建物銘板	1個	
	身障者駐車場掲示板	2個	
	郵便ポスト	1個	

## 勤労者福祉会館行政財産目的外使用許可一覧

使用許可物件	区分	数量	使用目的	使用許可期間
□丹波勤労者福祉会館 (玄関ホールの一部)	建物	1.66 m <sup>2</sup>	清涼飲料水自動販売機等の設置	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
□丹波勤労者福祉会館	土地	293.59 m <sup>2</sup>	南丹市八木フジカルセンター敷地	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
□丹波勤労者福祉会館	土地	5.00 m <sup>2</sup>	認定電気通信業に係る携帯電話基地局	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
□丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 2 本 支柱 1 本	電柱敷	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日
□丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 1 本 支線 1 本	電柱敷	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
□丹波勤労者福祉会館	土地	電柱 2 本	電柱敷	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日
□丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1箇所	カーブミラーの取付け	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日
□丹波勤労者福祉会館 (進入路案内標識)	工作物	1箇所	街路灯の取付け	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日

## ◎勤労者福祉会館組織図・施設利用許可事務の流れ

## 1 現行組織図（令和6年度）

## ◆口丹波勤労者福祉会館

館長（1名）	事務局長 1名
	係員 5名

## （勤務時間）

- ・ 8：30～22：00（開館時間9：00～22：00）
- ・ 基本勤務態勢
  - A 勤務 8：30～15：15（休憩時間含む。）
  - B 勤務 15：15～22：00（休憩時間含む。）

## （主な担当事務）

- ・ 勤労者福祉会館の管理運営に関すること。（申込み・受付・使用承認・案内等）
  - ・ 利用料金の現金出納及び保管に関すること。
  - ・ 利用統計及び報告に関すること。
  - ・ 勤労者スポーツ事業、自主事業に関すること。
  - ・ 財産及び物品の管理に関すること。
  - ・ 庶務に関すること。
- ※このほか、現行指定管理者において、勤労者福祉会館に係る支出及び決算、施設管理業務委託、修繕・維持管理に関すること等を担当

## 2 施設利用許可事務の流れ（現行）

## （1）使用の承認の申請期間

## ◆口丹波勤労者福祉会館

区 分		申 請 期 間
体 育 館	全面使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の6箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の5箇月前の日の属する月の1日から当日まで
	部分使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の3箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
会議室		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで



## (2) 事務の流れ

### ア 使用承認

- ① 付日及び受付時間は、上記申請期間のうち、休館日を除き、午前9時から午後8時まで(基本)
  - ② 来館及び電話で「予約扱い」が可能
  - ③ 利用の当日までに、勤労者福祉会館に申請
- ※このほか、体育館・会議室の使用承認に関し、上記申請期間にかかわらず、年間及び月間調整を行うケース有り

### イ 利用料金

- ① 使用の承認を受けると同時に、利用料金を納付
- ② 国、地方公共団体については、「請求書払」に対応
- ③ 既納の利用料金は、還付しない。  
(還付ができる場合)
  - ・ 管理上の都合により使用の承認を取り消したとき
  - ・ 災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき など

## 勤労者福祉会館利用状況

## ◇口丹波勤労者福祉会館

名 称	区 分	令和3年度	令和4度	令和5年度
	開館日数(日)	268	345	346
第1会議室 面積 37 m <sup>2</sup> 定員 24 人	件数(件)	162	284	269
	人数(人)	3,096	5,309	6,599
	利用率	20.1%	27.4%	25.9%
第2会議室 面積 69 m <sup>2</sup> 定員 45 人	件数(件)	147	267	266
	人数(人)	5,829	9,109	12,774
	利用率	18.3%	25.8%	25.6%
第3会議室 面積 12 畳 定員 15 人	件数(件)	52	85	77
	人数(人)	710	1,340	1,110
	利用率	6.5%	8.2%	7.4%
第4会議室 面積 10 畳 定員 12 人	件数(件)	95	169	135
	人数(人)	1,099	1,766	1,443
	利用率	11.8%	16.3%	13.0%
第5会議室 面積 35 m <sup>2</sup> 定員 24 人	件数(件)	61	90	118
	人数(人)	963	1,137	3,272
	利用率	7.6%	8.7%	11.4%
第6会議室 面積 41 m <sup>2</sup> 定員 30 人	件数(件)	72	96	133
	人数(人)	1,208	2,074	5,394
	利用率	9.0%	9.3%	12.8%
第7会議室 面積 16 m <sup>2</sup> 定員 10 人	件数(件)	145	196	229
	人数(人)	833	1,293	2,071
	利用率	18.0%	18.9%	22.1%
大会議室 面積 152 m <sup>2</sup> 定員 120 人	件数(件)	171	238	258
	人数(人)	10,323	14,512	21,574
	利用率	21.3%	23.0%	24.9%
会議室計	件数(件)	905	1,425	1,485
	人数(人)	24,061	36,540	54,237
	利用率	14.1%	17.2%	17.9%
体育館 面積 1,286 m <sup>2</sup>	件数(件)	1,070	1,547	1,555
	人数(人)	61,421	119,275	105,668
	利用率	66.5%	74.7%	74.9%

※会議室利用率＝利用件数÷開館日数÷3(利用区分:午前、午後、夜)×100

※体育館利用率＝利用件数÷開館日数÷3(同上)÷2スパン×100

## 改 修 ・ 修 繕 実 績

施設名：口丹波勤労者福祉会館（S58.9開設）

内 容	金額（千円）
（R3年度）	
体育館屋根雨漏り修繕工事	76
バリカー移動	58
体育館水銀灯取替	64
体育館コンセント増設工事	40
体育館倉庫棚撤去工事	190
パソコン	140
第7会議室エアコン交換	196
第7会議室壁紙張替え	95
2階廊下床長尺シート貼り	187
屋上掃除工事	88
2階トイレ配管修理	163
体育館ハンガー戸修理	190
第5会議室空調交換	855
第3第4和室ふすま張替え	86
第3第4和室入口ドアノブ交換	61
第3第4和室入口ドアレール溶接	31
クラブ倉庫ドアストッパー交換	18
壁面汚れ掃除	72
給湯器交換	33
とゆ	177
ゴミ倉庫ドア修理	88
自転車置き場照明修理	42
外通路外灯	108
備品廃棄分代	66

内 容	金額 (千円)
入口掲示板	40
<b>R 3 年 度 小 計</b>	<b>3,160</b>
(R 4 年 度)	
体育館壁補修工事	297
体育館男子トイレ手洗い補修工事	10
体育館内水銀灯取替調整	195
大会議室空調修繕	87
体育館ハロゲンランプ取替	34
排煙装置取替	150
看板修繕	28
ブラインド取替工事 (第1、6、7会議室)	198
トイレ (体育館前男子トイレ洋式化)	601
トイレ (体育館前女子トイレ洋式化)	601
トイレブース	120
浄化槽つまり (高圧洗浄)	77
事務所LED安定器取替	46
体育館照明調整費	88
バスケットゴール修理	147
体育館シャッター巻き上げ復旧工事	50
トイレ配管改修工事	1,812
男女更衣室排煙装置修理	66
<b>R 4 年 度 小 計</b>	<b>4,607</b>
(R 5 年 度)	
換気扇修理	67
消火器交換	10
体育館水銀灯取替	128
管内非常灯及バッテリー取替工事	255
体育館スチール両引き分け戸工事	198
玄関タイル補修工事	155
洗濯機給水管補修工事	57

内 容	金額（千円）
トイレ補修工事	59
体育館排煙装置修理工事	751
応接室照明器具取替工事	131
第2会議室カーテン取替	176
体育館アリーナ管理口点検修理	170
身障者用トイレハンガー戸修理工事	149
スクリーン取り付け工事	18
プラグ修繕	3
バレーボール支柱修繕とハンドル作製	101
ブラインド工事（談話室）	57
蛍光管交換	47
男子トイレバルブ交換補修工事	57
屋上高圧洗浄	58
ソフトバレーアンテナ	12
2階トイレ補修	110
ベクトラン	28
ドアクロザー交換（体育館内）	28
バレーボール支柱ハンドル	19
壁面アンカー取り付け	21
体育館水銀灯修理	193
屋外LED取替工事	12
消火器取替	18
外灯工事	33
ドアクロザー取替・他ドアクロザー調整	37
<b>R5年度 小 計</b>	<b>3,156</b>

## 令和5年度勤労者福祉事業・勤労者スポーツ事業・自主事業実績

## ◆口丹波勤労者福祉会館

## R5年度開催実績

内 容		実 施 時 期			実施回数	参加料	参加者数
ス ポ ー ツ 事 業	シニア卓球交流大会	10月	金曜日	13:00～15:00	1回	1人200円	18人
	クアスポMIXバレーボール交流大会	3月	日曜日	9:00～16:00	1回	1チーム3,000円	50人
	トワイライトカップバスケットボール交流大会	11月	土曜日	18:00～21:00	2回	1チーム1,500円	30人
	バトン教室	4月～	毎週月曜日	18:00～19:00	47回	1ヶ月4,000円	279人
	リラックスヨガ教室	感染症対策により未開催					
自 主 事 業	ウクレレ教室	4月～	第1、第3土曜日	12:30～13:30	23回	1ヶ月5,000円	73人
	能面教室	調整つかず未開催					
福 祉 事 業	第14回クアスポ祭り	11月	土曜日	9:00～	1回	なし	100人
そ の 他	京都・丹波トライアスロン大会in南丹(クアスポを中心としたトライアスロン大会の全国版) 実行委員長 麻田健治館長	7月	日曜日	7:30～	於:大堰川・クアスポ周辺地域		500人

## ◆勤労者福祉事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
年度当初	○開催日の最終決定 ○会場の確保 ○共催団体に協力依頼
開催の3箇月前	○広報、後援依頼(受付期間の前月に掲載されるように依頼) ○共催団体と打合せ ○ポスター・チラシ作成
開催の2箇月前	○ポスター・チラシ掲示、配布
開催の1箇月前	○参加受付準備と受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
開催日当日	○参加受付、参加料の徴収 ○会場費支払い
終了後	○消耗品類の整理 ○講師に礼状 ○事業報告書作成

## ◆勤労者スポーツ事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
1～2月 (年間調整等)	○開催日の最終決定 ○会場の確保
2～3月	○行事予定(チラシ)の構成 ○講師選定及び依頼状を送付
開催の3箇月前	○広報、後援依頼(受付期間前月に掲載されるように依頼) ・市広報紙:発行月の約2ヶ月前に依頼 ・ケーブルテレビ:放送10日前締切 ・ポスター・チラシ作成
開催の2箇月前	○ポスター・チラシ掲示、配布
開催の1箇月前	○参加受付準備(受付期間:開催日の4週間前から1週間前) ○参加受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
参加申込み締め切り後	○参加者の調整と可否を通知 ○対戦表、プログラムの作成
開催の1週間前	○参加者名簿作成 ○領収書の作成 ○備品準備と点検
開催日	○参加受付、参加料の徴収 ○会場費支払 ○会場準備、開会式、館長あいさつ ○賞状作成 ○閉会式、賞状授与、館長あいさつ ○謝金支払
終了後	○消耗品類整理 ○事業報告書作成

## 施設管理業務一覧(現行)

## ◆口丹波勤労者福祉会館

	委託業務名	業務の内容・回数		R6年度委託料(円)
1	清掃	館内の清掃業務(定期清掃)	※下記参照	704,000
2	自家用電気工作物保安管理	電気事業法に基づく精密検査業務	月1回	235,884
3	空調設備点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気環境調整業務(冷暖房切替整備業務を含む)	年6回	111,240
4	機械警備・消防関係設備点検	防犯・火災異常・設備異常・非常通報等提供業務・消防設備点検業務	毎日	444,840
5	エレベーター設備点検	乗用エレベーター設備定期保守点検管理業務	月1回	778,800
6	AED設置	事務所内に設置		64,680
7	建築物・建築設備定期点検	建築設備定期点検・防火設備定期点検	年1回	396,000

## ※清掃業務作業基準

区分	作業内容	対象場所	清掃回数	備考
日常清掃	掃き掃除	第1～第6会議室、大会議室	毎日	利用状況により適宜実施
		事務室	毎日	
		玄関ホール	毎日	靴箱拭き等適宜実施
		階段、廊下	毎日	
		2階ホール	毎日	
		アリーナ	月1回	モップ掛け、周囲の除塵
		ギャラリー	週1回	
	水拭き	トイレ(1階、2階、体育館、男女・身障者用)	毎日	
		更衣室・シャワー室	毎日	
		会議室等机	毎日	利用状況により適宜実施
ごみ収集	各所	週3回	集積場へ搬送	
定期清掃	フロアオイル掛け	アリーナ	年2回	清美フロア技研製GYMドレッシングオイル。会館職員が作業
	樹脂ワックス掛け	大会議室、第1、第2、第5、第6会議室、事務室、喫茶室(談話コーナー)、玄関ホール、2階ホール	3箇月に2回	
	ガラス拭き	窓ガラス	年2回	
ネズミ等防除	ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路	年2回	殺そ剤又は殺虫剤の散布	

## 主な仕様

- \* 清掃作業監督者又はそれに準じる者を少なくとも月1回派遣し、企画、指導及び監督させること。
- \* 日常清掃は、毎日(休館日を除く)午前8時30分から午後5時30分までとする。(現行:指定管理者施行)
- \* 定期清掃(現行:年8回)は、事前に館長と協議の上、日時を定める。
- \* 清掃器具、洗剤、トイレトーパー、ごみ袋、石けん等の使用材料は受託業者負担とする。
- \* 玄関マットは、受託業者負担とし、2箇月に1回交換する。



## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金(現行)

## 1 利用料金

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体育館	全面使用	平日	円 4,280	円 5,300	円 6,320
		土曜日、日曜日及び休日	5,100	6,420	7,440
	部分使用		2,040	2,440	2,950
	個人使用		250	250	250
	第1会議室		1,220	1,320	1,420
	第2会議室		1,930	2,140	2,440
	第3会議室		810	910	1,020
	第4会議室		710	810	910
	第5会議室		1,220	1,320	1,420
	第6会議室		1,320	1,420	1,530
第7会議室		710	810	910	
大会議室		4,080	4,790	5,400	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金

各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金

利用料金の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金(現行)

## 1 附属設備の利用料金

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金	摘要
移動式バスケット台	1対	円 710	
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及び ストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用の ボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金

※1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)

附属設備名	単位	2部にわたる場合	3部にわたる場合
		(午前・午後又は午後・夜)	(午前・午後・夜)
		円	円
移動式バスケット台	1対	1,420	2,130
バスケットボール競技用具	1組	2,440	3,660
バレーボール用支柱	1組	460	690
テニス用支柱	1組	460	690
バドミントン用支柱	1組	340	510
卓球台	1台	240	360
盲人用卓球台	1台	80	120
ハンディ卓球台	1台	80	120
テニスラケット	1本	240	360
バドミントンラケット	1本	120	180
卓球ラケット	1本	80	120
ボール類	1個	120	180
審判台	1台	120	180
得点板	1台	120	180
ストップウォッチ	1個	120	180
防球スクリーン	1台	80	120
マット	1枚	100	150
ネット計測器	1本	120	180
トランポリン	1台	940	1,410
スポーツテスト用測定機器	1組	460	690
その他体育用具	1個	120	180
体育館用放送装置	1組	2,440	3,660
体育館用マイクロホン	1個	700	1,050
体育館用移動式黒板	1台	120	180
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	60	90
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	120	180
体育館用長机	1脚	120	180

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

## 京都府立口丹波勤労者福祉会館の利用料金の上限の額

## 1 利用料金の上限の額

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体育館	全面使用	円	円	円	
		平日	4,280	5,300	6,320
		土曜日、日曜日及び休日	5,100	6,420	7,440
	部分使用	2,040	2,440	2,950	
	個人使用	250	250	250	
	第1会議室	1,220	1,320	1,420	
	第2会議室	1,930	2,140	2,440	
	第3会議室	810	910	1,020	
	第4会議室	710	810	910	
	第5会議室	1,220	1,320	1,420	
第6会議室	1,320	1,420	1,530		
第7会議室	710	810	910		
大会議室	4,080	4,790	5,400		

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下、3及び4において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

## 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

利用料金の上限の額(上記1)に定める額に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

## 利用料金の上限の額の考え方（例示）

### ◆基本的な考え方

- ・割引の場合 → 指定管理者が決める利用料金から割り引いたものを上限とする。
- ・割増の場合 → 利用料金の上限の額を基準にして割り増したものを上限とする。

#### 1 利用料金の上限の額（例：体育館（平日、全面使用）の場合）（単位：円。以下同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ア 条例に定める利用料金の上限の額	4,280	5,300	6,320
↓ 指定管理者が料金設定			
イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	4,100	5,100	6,100

#### 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

※各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ウ 利用料金の上限の額	8,200	10,000	13,700
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$(4,100+5,100) \times 9/10$	$(5,100+6,100) \times 9/10$	$(4,100+5,100+6,100) \times 9/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,100	9,900	13,600

#### 3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）

※当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
オ 利用料金の上限の額	1,600	2,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 4/10$	$5,100 \times 4/10$
↓ 指定管理者が料金設定		
カ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,500	1,900

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

※その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
キ 利用料金の上限の額	2,000	2,500	3,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 5/10$	$5,100 \times 5/10$	$6,100 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,900	2,400	2,900

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ケ 利用料金の上限の額	4,000	4,900	6,800
※上記「エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,100 \times 5/10$	$9,900 \times 5/10$	$13,600 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
コ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,900	4,800	6,700

（4-1）使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
サ 利用料金の上限の額	700	900
※上記「ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$1,900 \times 4/10$	$2,400 \times 4/10$
↓ 指定管理者が料金設定		
シ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	600	800

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

※利用料金の上限の額に定める額に4を乗じて得た額（端数処理なし）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ス 利用料金の上限の額	16,800	20,800	24,800
※上記「ア 条例に定める利用料金の上限の額」を基準とする。	$4,200 \times 4$	$5,200 \times 4$	$6,200 \times 4$
↓ 指定管理者が料金設定			
セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,700	20,700	24,700

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ソ 利用料金の上限の額	32,800	40,000	54,800
※上記「ウ 利用料金の上限の額」を基準とする。	8,200×4	10,000×4	13,700×4
↓ 指定管理者が料金設定			
タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	32,700	39,900	54,700

（５－１）使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（１時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記３と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
チ 利用料金の上限の額	6,600	8,200
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	16,700×4/10	20,700×4/10
↓ 指定管理者が料金設定		
ツ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	6,500	8,100

（５－２）特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記４と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
テ 利用料金の上限の額	8,300	10,300	12,300
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	16,700×5/10	20,700×5/10	24,700×5/10
↓ 指定管理者が料金設定			
ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,200	10,200	12,200

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ナ 利用料金の上限の額	16,300	19,900	27,300
※上記「タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	32,700×5/10	39,900×5/10	54,700×5/10
↓ 指定管理者が料金設定			
ニ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,200	19,800	27,200

（５－３）特別な設備の準備又は撤去のために使用し、使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（１時間あたり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、

上記 3・4 と同じ)

体育館 (平日、全面使用)	午前の部	午後の部
ヌ 利用料金の上限の額	3, 200	4, 000
※上記「ト 指定管理者が決める利用料金 (仮定)」を基準とする。	$8,200 \times 4/10$	$10,200 \times 4/10$
↓ 指定管理者が料金設定		
ネ 指定管理者が決める利用料金 (仮定)	3, 100	3, 900

6 附属設備の利用料金の上限の額 (2以上の部にわたって引き続き使用する場合)

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額 (コインロッカーを除く。) (端数処理なし)

バスケットボール競技用具 (1組)	1使用時間区分 (午前又は午後又は夜)
ノ 利用料金の上限の額	1, 220
↓ 指定管理者が料金設定	
ハ 指定管理者が決める利用料金 (仮定)	1, 100

バスケットボール競技用具 (1組)	2部にわたる場合 (午前・午後又は 午後・夜)	3部にわたる場合 (午前・午後・ 夜)
ヒ 利用料金の上限の額	2, 200	3, 300
※上記「ハ 指定管理者が決める利用料金 (仮定)」を基準とする。	$1,100 \times 2$	$1,100 \times 3$
↓ 指定管理者が料金設定		
フ 指定管理者が決める利用料金 (仮定)	2, 100	3, 200



## ◆京都府立口丹波勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

## 1 附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金の上限の額	摘要
移動式バスケット台	1対	円 710	
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
盲人用卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
ハンディ卓球台	1台	40	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付き
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用 折りたたみ式いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
コインロッカー	1区画	1回 50	

## 2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合は附属設備の利用料金の上限の額

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)(端数処理なし)

## 3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

## 施設使用料(利用料金)収入実績

◇口丹波勤労者福祉会館

(単位:円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	4,892,180	7,493,490	7,652,420

※会議室などの施設利用に伴う収入実績です。(行政財産目的外使用許可使用料は含まれておりません。)

## 資料 18

## 管理運営費支出実績

## ◆口丹波勤労者福祉会館

(単位:千円)

	4年度 実績	5年度 実績	6年度 計画
報酬			
給料	10,407	10,207	11,060
職員手当等	950	1,050	950
健康保険料等			
福利厚生費	601	577	700
人件費計	11,958	11,834	12,710
賃金			
報償費			
旅費	3		
需用費	8,768	8,015	6,629
消耗品費	465	1,542	456
燃料費	54	57	66
食料費			
印刷製本費			
光熱水費	3,642	3,260	3,240
修繕費	4,607	3,156	2,867
役務費	562	538	630
通信運搬費	278	252	262
手数料	189	195	268
広告料		0	
保険料	95	91	100
委託料	2,698	2,769	2,462
使用料及び賃借料	1		
勤労者福祉事業費	215	146	195
利用促進懇談会費			
備品購入・更新費	766		
その他経費	1,341	846	1,376
消費税	1,122	1,182	1,150
物件費計	15,476	13,496	12,442
計	27,434	25,330	25,152

